社会資本整備審議会河川分科会 事業評価小委員会の設置等

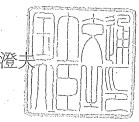


国河計第 144 号 平成 23 年 1 月 7 日

社会資本整備審議会 会長 福岡 捷二 殿

国土交通大臣

馬淵



平成23年度予算に係る河川事業(直轄事業)の 新規事業採択時評価について(諮問)

国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領に基づき、平成 23 年度予算に係る河川事業(直轄事業)の新規事業採択時評価について、ご意 見を賜りたい。

諮問理由

「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領第4 1 (3)①」において、「本省等は、当該事業の予算化について、直轄事業負担金の負担者である都道府県・政令市等に意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴く」こととされている。

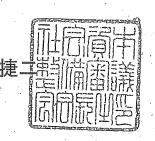
平成23年度予算に係る河川事業(直轄事業)の新規事業採択時評価にあたり、学識経験者等の第三者から構成される委員会等として、社会資本整備審議会にご意見を承るものである。



国社整審第33号平成23年1月13日

河川分科会 分科会長 福岡 捷二 殿

社会資本整備審議会 会長 福岡



平成23年度予算に係る河川事業(直轄事業) の新規事業採択時評価について(付託)

平成23年1月7日付国河計第144号により当審議会に諮問された平成23年度予算に係る河川事業(直轄事業)の新規事業採択時評価については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、当審議会河川分科会に付託します。

国社整審(河)第5号 平成23年1月13日

社会資本整備審議会 河 川 分 科 会 事業評価小委員会 委員長 辻本 哲郎 殿

社会資本整備審議会河川分科会 会長 福岡



平成23年度予算に係る河川事業(直轄事業)の 新規事業採択時評価について(調査審議)

平成23年1月13日付国社整審第33号により当分科会に付託された平成23年度予算に係る河川事業(直轄事業)の新規事業採択時評価については、社会資本整備審議会河川分科会運営規則第1条第1項の規定により、当分科会事業評価小委員会に調査審議を依頼する。